

広島大学法科大学院

法律科目試験

[憲法]

2020年9月12日(土)

13:20～14:20

注意事項

- 1 これは法律科目試験の問題冊子です。ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は1枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

〔憲法〕（60点）

公職選挙法（以下「法」という。）86条1項は、衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区選挙」という。）において、同項各号所定の要件のいずれかを備えた政党その他の政治団体が当該団体に所属する者を候補者としようとする場合には、その旨を選挙長に届ける制度を採用しており、当該届出を行った政党その他の政治団体は「候補者届出政党」と称される。候補者届出政党は、自動車、拡声機、文書図画等を用いた選挙運動や新聞広告、演説会等を行うことができるほか、法150条1項に基づき、テレビ・ラジオの放送設備を用いて、その政見を無料で放送すること（以下「政見放送」という。）ができる。他方、候補者個人は、候補者届出政党に所属するか否かを問わず、自動車、拡声機、文書図画等を用いた選挙運動や新聞広告、演説会等を行うことができるものの、政見放送をすることはできない。

20**年**月**日施行の衆議院議員総選挙に関し、A県第1区（小選挙区）の住民Xらは、同選挙区における選挙が無効である旨の選挙無効訴訟を提起し、その理由として、小選挙区選挙において候補者届出政党のみに政見放送を認めることが、結果的に、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に不当な差異を設けることになり、憲法14条1項に違反すると主張した。この憲法上の主張の当否を検討しなさい（なお、訴訟自体は適法なものとする。）。

〔参考条文〕

公職選挙法（抜粋）

（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）

第86条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体に所属する者を候補者としようとするときは、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、郵便等によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること。

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であること。

2～14 （省略）

（政見放送）

第150条 衆議院（小選挙区選出）議員…の選挙においては…候補者届出政党…は…選挙運動の期間中…ラジオ放送又はテレビジョン放送…の放送設備により、公益のため、その政見（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。…。

2～9 （省略）

広島大学法科大学院

法律科目試験

[刑法]

2020年9月12日(土)

14:40～15:40

注意事項

- 1 これは法律科目試験の問題冊子です。ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

【刑法】（60点）

次の文章を読んで、（1）及び（2）に答えなさい。

- 1 Xは、信販会社A（以下「A社」という。）と会員契約をし、A社から自己名義のクレジットカードの交付を受けていた。Xは、A社の加盟店である時計販売店B（以下「B店」という。）で、B店店長甲に対して上記クレジットカードを提示して高級腕時計1個（価格50万円）の購入（翌月一括払）を申し込み、即時同所において甲から上記腕時計の交付を受けた。
- 2 Xは、上記腕時計購入申込当時、勤務先からの月給は平均20万円前後であったのに、すでに消費者金融等に多額の借金をしてその返済に追われ、手元には5万円ほどしか残らず、2万円の家賃も支払えないほど困窮していた。Xはもとより他に収入源や資産等はなく、銀行預金口座の残高も752円以外にはなく、上記クレジットカードを使用して購入した上記腕時計の代金については全く決済資金の目途も立っていなかった。
- 3 Xは、A社との会員契約上、A社の加盟店においては、A社発行のクレジットカードを提示することによって商品を購入することができ、その購入代金についてはA社が各加盟店に対し代金債務を負担して支払い、後日A社に対して自己の銀行口座から引落としによって代金を支払う仕組みになっていた。
- 4 A社とその加盟店との間を規律する加盟店規約中には以下の規定があった。

第2条 加盟店はA社の会員（以下会員と称す）がA社の発行するカード（以下カードと称す）を提示して物品の販売、またはサービスの提供を求めた場合は、本規約にしたがい会員に対して正当な商行為にのっとり信用販売するものとし公序良俗に反するようなことは行わないものとします。

第3条 加盟店は有効なカードを提示した会員に信用販売の取扱を拒絶し、または直接現金払を要求する等カードの円滑な使用を妨げるような制限を行わないものとします。

なお、A社も各加盟店側も一致して、従来から、各加盟店においてクレジットカードを提示して商品の購入を希望する者がその代金を支払う意思・能力がない場合にまで各加盟店が取引を拒絶できないものではなく、かえってこれを拒絶することこそ上記第2条の趣旨に沿うものであると理解していた。実際、B店の甲も、Xが上記腕時計の代金を後日A社に支払う意思も能力もないと分かっていたら、提示されたのが有効なクレジットカードであっても上記腕時計を売り渡すようなことはしなかったと述べている。

- （1）Xに財物詐欺罪（刑法246条1項）を成立させる法律構成を論じ、その問題点を指摘しなさい。
- （2）Xにいわゆる三角詐欺形態での利益詐欺罪（刑法246条2項）を成立させる法律構成を論じ、その問題点を指摘しなさい。

広島大学法科大学院

法律科目試験

[民法]

2020年9月12日(土)

16:00~18:10

注意事項

- 1 これは法律科目試験の問題冊子です。ページ数は、表紙を除いて、4ページです。
- 2 問題は民法2問、民事訴訟法1問、商法1問の計4問、解答用紙は民法2枚、民事訴訟法1枚、商法1枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 17時00分以降18時00分までの間については、解答用紙を提出して退出することができます。退出後、受験室に戻ることはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

〔民法〕（８０点）

第１問（３０点）

２０１８年１２月、Ｙは、Ｙの養魚場からＳ川上流３００ｍの地点に工場を建設・稼働し、以後、物質甲が含まれる廃液をＳ川に排出している。Ｙは、２０１０年からＳ川で食用淡水魚の養殖事業を営んでいたが、２０１９年１月頃からＹの養魚場で背骨の曲がった魚が増え始めた。このような奇形魚は商品価値がないため、Ｙの収入は２０１８年以前に比べ大幅に減少した。

国内外の調査報告書によれば、同様の淡水魚の奇形事例は多数報告されており、いずれの場合も河川に甲の排出が認められること及び河川水中に甲の他に奇形の原因になると考えられる物質は認められないこと等が報告されている。ただし、甲によって魚が奇形化するという生物学的・化学的なメカニズムは未だ解明されていない。Ｙの工場以外にはＹの養魚場の上流域に甲を排出する工場等は存在せず、Ｙの養魚場の奇形魚を解剖したところ、一定量の甲が検出されている。

Ｙは、前述の調査報告書の内容を知っていたため、廃液の排出に際しては細心の注意を払い、甲が含まれる廃液を最新の装置で浄化してからＳ川に排出していた。しかし、現在の技術では廃液から甲を完全に除去することはできない。

この場合において、Ｙは、Ｙに対して、民法７０９条に基づいて、自己が被った損害の賠償を請求しようと考えている。民法７０９条を適用する上で問題となる要件をあげ、その問題に関するあなたの考えを述べなさい。

第2問 (50点)

Xは、自らが所有するネックレス(以下「本件ネックレス」という。)をAに貸し渡した。ところが、Aは、Yに対して、2020年8月1日、本件ネックレスを自己の物として、代金30万円、同月5日に代金支払と引換えに本件ネックレスを引き渡すとの約定で売った。

同月5日、YはAに代金30万円を支払った。しかし、Aは、Yに対して、本件ネックレスを手渡すことを同月16日まで待つて欲しいと頼み、Yがこれを承諾したため、Aは、同月16日まで本件ネックレスをYのために占有することを約束した。

以上の事情を前提に、以下の(1)及び(2)に理由を付して答えなさい。なお、Yは、同月1日及び同月16日のいずれの時点でも、Aが本件ネックレスの所有者であると過失なく信じていたものとする。また、(1)及び(2)はそれぞれ独立した問題である。

(1) Aが2020年8月16日にYに本件ネックレスを手渡したところ、それを知ったXは、Yに対して、自らが本件ネックレスの所有者であるとして、所有権に基づいて本件ネックレスの返還を求めた。これに対し、Yは、Xに対して、いかなる反論をすると考えられるか。

(2) Aが2020年8月15日にXに本件ネックレスを返還したため、Yは、Xに対して、自らが本件ネックレスの所有者であるとして、所有権に基づいて本件ネックレスの返還を求めた。この返還請求は認められるか。

〔民事訴訟法〕（30点）

Xは、「Yに100万円を貸与したが、返済期限が過ぎてもYが返済しない。」と主張して、Yに対して100万円の支払を求める訴えを提起した。Xの請求に対して、Yは、当該の貸付けの事実を認めつつ、「既に100万円をXに対して支払った。」と主張した。以上の事情を前提に、（1）から（3）までの問題に理由を付して答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

- （1）審理の結果、Xの請求を全部認容する旨の判決が出され、同判決は確定した。その後、Xは、再度同一の貸金100万円の支払を求める訴えを提起した。このような後訴につき、裁判所はどのような判断をすべきか。
- （2）審理の結果、Xの請求を全部認容する旨の判決が出され、同判決は確定した。その後、Yは、Xに対して100万円を支払ったが納得がいかなかったため、支払った100万円について不当利得返還請求を求める訴えを提起した。このような後訴につき、裁判所はどのような判断をすべきか。
- （3）審理の結果、Xの請求を全部棄却する旨の判決が出され、同判決は確定した。その後、Yは、Xに対して支払った100万円について不当利得返還請求を求める訴えを提起した。このような後訴につき、裁判所はどのような判断をすべきか。

[商法] (30点)

株主提案権に関する次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

- (1) 取締役会設置会社の株主は、業務執行に関する事項を、株主総会の議題とするよう提案することができるか。
- (2) 株主総会において、株主提案が総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られずに否決されたが、当該否決の決議に重大な手続上の瑕疵がある場合に、株主は、訴えをもって当該否決の決議を取り消すよう請求することができるか。